

嵐山地域 秋の臨時交通規制のお知らせ

地域関係者、交通事業者、京都府警、行政機関などで構成する「嵐山交通対策研究会」において、嵐山地域の秋の観光シーズンの交通対策について検討を行った結果、次のとおり臨時交通規制を実施することとなりましたのでお知らせします。

交通対策の期間中、ご迷惑をお掛けしますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆交通規制の概要◆

実施日

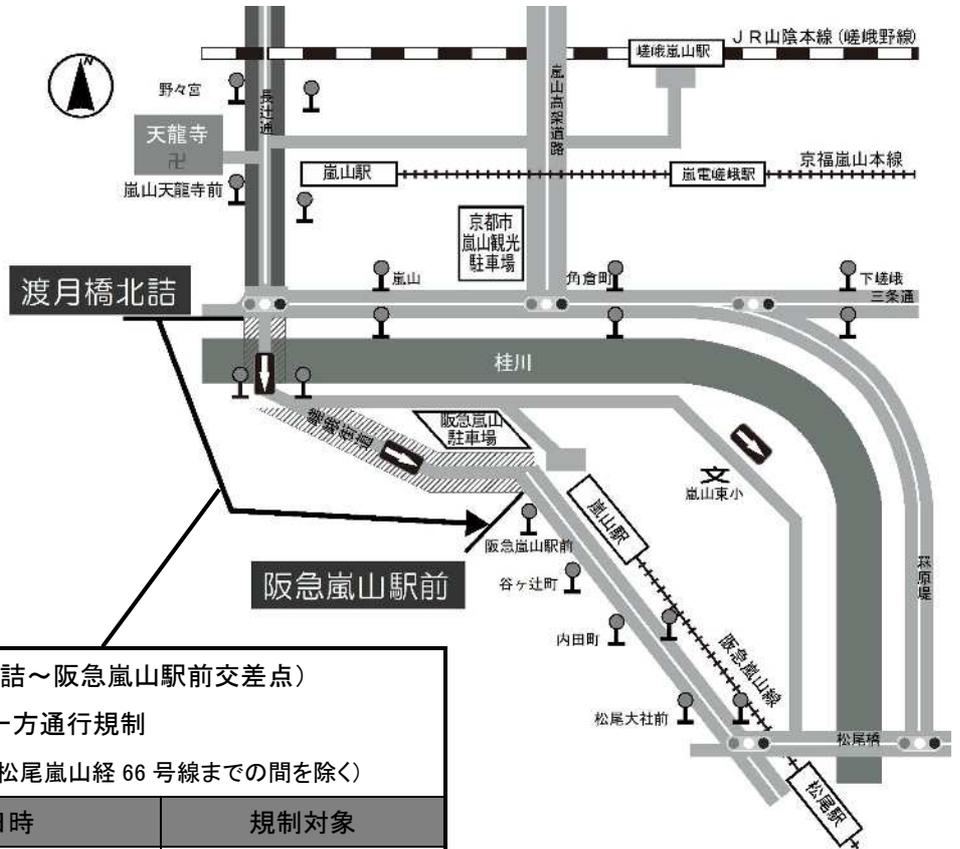
令和4年11月19日(土)、20日(日)、23日(水・祝)、26日(土)、27日(日)

規制内容

嵯峨街道（渡月橋北詰～阪急嵐山駅前交差点）南行一方通行規制

【10時～17時、規制対象：車両（路線バス・軽車両除く）※二輪も規制の対象です。】

※ 路線バスは通常と同様の経路で運行されます。



嵯峨街道(渡月橋北詰～阪急嵐山駅前交差点)

南行一方通行規制

(ただし、渡月小橋南詰から松尾嵐山経66号線までの間を除く)

規制内容	日時	規制対象
南行一方通行	11/19、20、23、26、27 10時～17時	車両(路線バス・軽車両除く)

※当日の状況により、規制内容を変更する場合がありますのでご注意ください。

嵐山交通対策に係るお問合せ先 ※おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

○ 嵐山交通対策研究会事務局（京都市都市計画局歩くまち京都推進室）

電話：(075) 222-3483 ※受付時間/平日 9:00～17:00

○ 京都いつでもコール(11/19、20、23、26、27のみ)

電話：(075) 661-3755

※受付時間/上記期間 8:00～21:00



詳しくは、ホームページをご覧ください。

「京都観光交通情報」で

検索

